

明石市市民参画条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市市民参画条例(平成23年条例第1号。以下「条例」という。)第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、明石市自治基本条例(平成22年条例第3号)及び条例において使用する用語の例による。

(大規模な市の施設)

第3条 条例第6条第2項第4号に規定する広く市民の利用に供する大規模な施設は、総事業費の額が10億円を超えるものとする。

(意見公募手続の方法)

第4条 条例第11条第1項第1号に規定する資料は、次に掲げるものとする。

(1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに論点

(2) その他政策等の案を理解するために必要な資料

2 条例第11条第1項第2号に規定する意見の提出方法は、次に掲げる方法とする。ただし、市長等は必要があると認めるときは、提出方法を指定することができる。

(1) 持参

(2) 郵送

(3) ファクシミリ装置を用いた送信

(4) 電子メールの送信

3 条例第11条第4項の規定による意見の提出は、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(以下「書面等」という。)を市長等に提出することにより行うものとする。

(1) 市長等が公表した政策等の案の名称

(2) 市長等が公表した政策等の案に対する意見

(3) その他意見公募手続の実施に当たり市長等が提出を求めた事項

(審議会等の会議の公開等)

第5条 審議会等の長(以下「会長等」という。)は、会場の秩序を保持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他必要な事項を傍聴人受

付簿に記入しなければならない。

3 傍聴人は、会長等の指示に従うとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛に傍聴し、かつ、会議の進行に支障となる行為をしないこと。

(2) 会議の撮影及び録音をしないこと。ただし、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

(3) 前2号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

4 会長等は、前項の規定に従わない傍聴人に対して、注意をし、又は退場を命ずることができる。

5 前各項に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、会長等が会議に諮って定める。

(審議会等の会議の非公開の取扱い)

第6条 条例第13条第1項ただし書の規定による会議の全部又は一部の非公開の決定は、会長等が会議に諮って定めるものとする。

2 会長等は、会議の全部又は一部の非公開を決定したときは、その理由を公表するものとする。

(審議会等の会議録)

第7条 条例第13条第4項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催の日時及び場所

(3) 議題

(4) 出席者の氏名

(5) 会議における発言の要旨又は議事の経過

(6) 配布資料の名称

(7) 事務局の名称

(8) その他市長等が必要と認める事項

2 条例第13条第4項の規定による会議録の公表は、会議の開催の都度、速やかに行うものとする。ただし、市長等が議事の性質その他の理由によりこれにより難しいと認めるときは、当該審議会等による審議が終了したときに行うことができる。

(意見交換会手続の資料等)

第8条 条例第14条第1項第1号に規定する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 議題とする事項の趣旨、目的及び背景並びに論点
 - (2) その他議題の内容を理解するために必要な資料
- 2 条例第14条第1項第3号に規定する意見交換会に参加できる者の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長等は、意見交換会の対象となる事案の内容に応じ、当該範囲を広げ、若しくは制限し、又は参加できる者を指定することができる。
- (1) 住民
 - (2) 市内で働く者（前号に掲げる者を除く。以下「通勤者」という。）
 - (3) 市内で学ぶ者（前2号に掲げる者を除く。以下「通学者」という。）
 - (4) 事業者等（前3号に掲げるものを除く。）
 - (5) 意見交換会手続に係る事案に利害関係を有するもの（前各号に掲げるものを除く。）
- 3 条例第14条第3項の開催記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。
- (1) 意見交換会の名称
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 参加した者の氏名（不特定多数の者を対象とする意見交換会にあつては、参加した者のおおよその人数）
 - (4) 市長等が説明した政策等の案の概要
 - (5) 参加した者からの意見の内容及び当該意見に対する市長等の考え方
 - (6) 配布資料の名称
 - (7) 事務局の名称
 - (8) その他市長等が必要と認める事項
（ワークショップに参加できる者の範囲等）
- 第9条 条例第15条第1項第6号に規定するワークショップに参加できる者の範囲は、前条第2項の規定を準用する。
- 2 条例第15条第3項の開催記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。
- (1) ワークショップの名称
 - (2) ワークショップを行う目的
 - (3) ワークショップの対象とする事案の内容
 - (4) 開催の日時及び場所
 - (5) 参加した者の氏名
 - (6) ワークショップで出された意見の概要
 - (7) ワークショップで策定された案

- (8) 配布資料の名称
- (9) 事務局の名称
- (10) その他市長等が必要と認める事項
(公述人となることができる者の範囲等)

第10条 条例第16条第1項第3号に規定する公述人となることができる者の範囲は、第8条第2項の規定を準用する。

2 公述人となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した文書を、市長等が公表した提出期間内に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 市長等が定めた公述人となることができる者に該当する旨及びその根拠となる事実
- (4) 公述人として述べようとする意見の要旨及び理由
- (5) その他市長等が必要と認める事項

3 条例第16条第1項第4号に規定する提出方法については、第4条第2項の規定を準用する。

4 市長等は、第2項の規定により文書を提出した者のうちから多様な趣旨の意見を聴取することを旨として公述人を選定するものとする。この場合において、意見の趣旨を同じくするものが多数あるときは、市長等は、それらの意見を提出した者のうちから公述人を選定することができる。

5 市長等は、前項の規定により公述人を決定したときは、公述人となった者に対してはその旨を、公述人とならなかった者に対してはその旨を理由を付して、速やかに通知するものとする。

(公聴会の議事等)

第11条 公聴会の議長(以下「議長」という。)は、公聴会において、公述人に、その意見及び理由を陳述させるものとする。

2 議長は、必要に応じ、公聴会に学識経験者、市職員その他の者を参考人として出席を求め、意見を聴くことができる。

3 公聴会は、撮影及び録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 公述人及び参考人は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。この場合において、議長は、発言時間を制限することができる。

5 議長は、傍聴人の発言を許可することができる。

- 6 公述人、参考人及び発言を許可された傍聴人（以下「公述人等」という。）は、事案の範囲を超えて発言することができない。
- 7 公述人は、議長の承認を得たときは、陳述に代えて文書で意見を提示し、又は代理人に陳述させることができる。
- 8 議長は、事案の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動をした者又は会場の秩序を乱し、若しくは公聴会の妨害となる行為をした者に対して、発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（公聴会の開催記録）

第12条 条例第16条第6項の開催記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事案の内容
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 公述人等の氏名及び住所
- (4) 公述人等の意見又は答弁の概要
- (5) 配布資料の名称
- (6) 事務局の名称
- (7) 公聴会の議事の経過
- (8) その他市長等が必要と認める事項

2 前項第4号の規定にかかわらず、当該公聴会の議事録を添付することをもって同号に規定する事項の記載に代えることができる。

（政策公募手続による提案）

第13条 条例第17条第1項第2号に規定する提案することができるものの範囲は、第8条第2項の規定を準用する。

2 条例第17条第1項第3号に規定する提出方法については、第4条第2項の規定を準用する。

3 条例第17条第3項の規定による政策等の提案は、次に掲げる事項を記載した書面等を市長等に提出することにより行うものとする。

- (1) 市長等が公表した政策公募手続の名称
- (2) 政策等の案
- (3) その他市長等が必要と認める事項

（その他の市民参画手法の公表事項）

第14条 条例第18条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) その他の市民参画手法により市民参画手続を実施する事案の内容及び関連する事項
- (2) その他の市民参画手法の名称、内容及び手続
- (3) 日時及び場所を定めて行う市民参画手法である場合は、日時及び場所
- (4) 当該市民参画手続に参加できるものの範囲
- (5) 当該市民参画手続の実施結果等の公表の予定時期及び公表する事項
- (6) その他当該市民参画手続を実施するために必要な事項
(政策提案手続による提案の方法等)

第15条 条例第19条第1項本文の規定による政策等の提案を行おうとする者は、市民政策提案書（様式第1号）及び市民政策提案者名簿（様式第2号）に関係資料を添えて、市長等に提出しなければならない。

2 条例第19条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提案の内容
- (2) 提案代表者の氏名及び住所
- (3) 当該提案が対象事項に該当するものであるかどうかの決定
- (4) 前号の決定をした理由
- (5) その他市長等が必要と認める事項

3 条例第19条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に規定する事項
- (2) 提案を受けた政策等を行うか否かについての市長等の決定
- (3) 提案を受けた政策等を行わない決定をした場合は、その理由
- (4) その他市長等が必要と認める事項

(政策提案手続における意見陳述)

第16条 市長等は、条例第19条第4項の規定による意見の陳述（以下「意見陳述」という。）の機会を与えるに当たっては、提案代表者に対し、意見陳述を行うべき期日までに相当な期間において、その日時及び場所を通知するものとする。

2 提案代表者は、やむを得ない理由があるときは、市長等に対し、意見陳述の日時の変更を申し出ることができる。

3 市長等は、意見陳述の日時及び場所を決定したときは、これを公表するものとする。

4 提案代表者は、意見陳述を行うに当たり、代理人に意見を陳述させることができるものとする。

(政策提案手続における再検討の求め)

第17条 条例第19条第5項の規定による再検討の求めは、検討結果の公表の日から起算して2週間以内に行わなければならない。

2 前項の再検討の求めは、次に掲げる事項を記載した書面等を市長等に提出することにより行うものとする。

(1) 再検討を求める政策等の名称又はその内容

(2) 再検討を求める理由

3 前項に規定する提出方法については、第4条第2項の規定を準用する。

4 条例第19条第6項の規定による公表については、第15条第3項の規定を準用する。

(推進会議の組織等)

第18条 条例第20条第1項に規定する推進会議は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募による市民

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議等)

第19条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

5 前条及び前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(推進会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる推進会議は、第19条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

様式第 1 号(第 1 5 条関係)

年 月 日

宛

住 所
提案代表者 氏 名
電話番号

市民政策提案書

明石市市民参画条例第 1 9 条第 1 項本文の規定により、下記のとおり提案します。

記

- 1 提案する政策等の名称
- 2 提案する政策等の趣旨、目的、背景等
- 3 提案する政策等の内容（具体的な対象、手段等）

4 提案する政策等により得られる効果

5 提案する政策等の実施にあたり必要な費用（費目、内訳、額）

6 提案する政策等に該当する対象事項

提案する政策等について該当するものの番号を○で囲んでください。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定、変更、廃止
- (2) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更、廃止
- (3) 市政の基本的な事項を定める条例・義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、改廃
- (4) 広く市民の利用に供する大規模な施設の設置に係る基本的な計画の策定、変更
- (5) (1)～(4)以外の市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度及び事業の策定、変更、廃止

7 添付資料

